

# あいけあセンター指定地域密着型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

**第1条** みえなか農業協同組合が開設する指定地域密着型通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業所の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者(以下「通所介護従業者」という。)が要介護状態の高齢者に適正な指定地域密着型通所介護の提供を行うことにより、要介護状態の高齢者及び家族が安心して日常生活が営まれることを事業の目的とする。

(運営方針)

**第2条** 事業の通所介護従業者は、要介護状態の高齢者に対して、次の指定地域密着型通所介護を提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、その要介護状態者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができることを目的として、必要な日常生活上の世話(栄養改善及び口腔機能の向上を含む)及び機能訓練を行う指定地域密着型通所介護を提供する。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称、住所)

**第3条** 名称及び住所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 あいけあセンター
- (2) 住 所 津市白山町二本木728-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、因数については、附表のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行わなければならない。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

(2) 生活相談員

利用申込に関わる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

(3) 看護職員

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員

介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。ただし、以下は休日とする。

・12月31日から1月3日

(2) 営業時間 ①午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時15分までとする。

※ 時間延長サービスは午後7時までとする。

(利用定員)

**第6条** 事業所の利用定員は、18名とする。

(通常事業の実施地域)

**第7条** 通常事業の実施地域は津市（ただし旧久居市、一志町、白山町、美杉町に限る）とする。

(事業の内容)

**第8条** 事業内容は次のとおりとする。

(1) 生活指導（相談援助等）

(2) 運動器の向上・機能訓練（日常動作訓練）

(3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 給食サービス

(7) 入浴サービス

(8) 栄養改善サービス

(利用料金等その他費用の額)

**第9条** 指定地域密着型通所介護のサービスを提供した際の料金の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支

払いを受けるものとする。

2. 利用者の選定に応じてサービスを提供した際の利用料の額は、次のとおり徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した交通費は1 km 25円とする。
- (2) 通常の要する時間を越える指定地域密着型通所介護費用は、基準額を超える額
- (3) 調理費・食材料費 一食あたり 680円
- (4) おむつ代 実費
- (5) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者に対し、支払いを同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意点)

**第10条** 利用者に対して適切な事業を提供するため、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備の使用について、利用者に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時の対応)

**第11条** 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(安全管理)

**第12条** 通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護を提供している間、利用者に危険が生じないように、安全に指定地域密着型通所介護を提供するように努めるとともに、その管理体制を整備しなければならない。

(非常災害対策)

**第13条** 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(設備及び備品など)

**第14条** 事業の運営を行うために、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

**第15条** 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、通所介護従業者勤務の体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

**第16条** 当事業所は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒むことはできない。

(サービス困難時の対応)

**第17条** 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

**第18条** 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2. 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、同意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

**第19条** 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

**第20条** 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心理の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

**第21条** 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2. 指定地域密着型通所介護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(地域との連携)

**第22条** 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

**第23条** 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合は当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届けること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

**第24条** 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標や目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画」という）を作成しなければならない。

指定地域密着型通所介護の提供に際し、既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該居宅計画に沿って作成しなければならない。

3. 通所介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4. 通所介護計画を作成した際には、通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5. 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更と援助)

**第25条** 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

**第26条** 指定地域密着型通所介護を提供した際には当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について利用者に代わって支払を受ける居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、

利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第27条** 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市町への通知)

**第28条** 当事業所は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(通所介護従業者の資質の向上)

**第29条** 当事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 6か月以内  
継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

**第30条** 通所介護従業者の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年1回、健康診断を受けさせる。

2. 当事業所の施設、食器その他の設備又は飲用水について衛生的な管理を行う。
3. 感染症が発生又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(掲示・開示)

**第31条** 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。備え付けの書面又は電磁的記録の供覧により壁面の掲示を代替できる。書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

2. 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公開制度」に基づき、当事業所の事業内容に関する情報を開示する。

(秘密保持等)

**第32条** 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

2. 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密

をもらしてはならない。

3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第33条** 当事業所について広告する場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行うものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第34条** 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービス利用をさせることの対償として、金品その他財産上の利益を禁止するものとする。

(苦情処理)

**第35条** 自ら提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受けた場合には、所定用紙に内容等を記録しなければならない。

2. 提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3. 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第36条** 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

2. 当事務所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

**第37条** 事業の会計は、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

**第38条** 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結

の日から2年間保管するものとする。

- ①通所介護計画
- ②提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③市町への通知に関わる記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(非常災害対策)

**第39条** 当事業所は、非常災害に際して、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難、救出訓練の実施等万全の対策を期することとする。

(ハラスメント対策)

**第40条** 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言葉であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員等の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

**第41条** 虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じる対策を行います。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(業務継続計画の策定の対策)

**第42条** 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあつても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるべく、サービス等の提供を継続的に実施する為の計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。

- ①感染症に係る業務継続計画の策定。
- ②災害に係る業務継続計画の策定。

(感染症対策のための措置)

**第43条** 感染症が発生した場合、まん延しないように以下の措置を講じる対策を行う。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会を設置する。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- ②感染症の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為に研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他)

**第44条** この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、みえなか農業協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規程の改廃)

**第45条** この規程の改廃は、代表理事組合長によるものとする。

附則

1. 本規程は令和3年4月1日から施行する。
2. 本規程は令和3年6月1日から施行する。
3. 本規程は令和5年4月1日から施行する。
4. 本規定は令和5年11月1日から施行する。
5. **本規定は令和6年4月1日から施行する。**

あいけあセンター  
指定地域密着型通所介護事業所運営規程  
附表（第4条に基づく）

- ① 管理者 常勤兼務 1名
- ② 生活相談員 常勤兼務 2名 非常勤兼務 1名 計 3名
- ③ 看護職員 非常勤兼務 5名 計 5名
- ④ 介護職員 常勤兼務 1名 非常勤専従 6名 非常勤兼務 1名 計 7名
- ⑤ 機能訓練指導員 非常勤兼務 5名 計 5名

附表の改定については、担当理事決裁とする。

1. この附表は、令和3年4月1日から施行する。
2. この附表の変更は令和4年11月1日から施行する。
3. この附表の変更は令和6年4月1日から施行する。